

# Point

J R 東海労大阪修繕車両所分会情報

No. 210 2015.04.06.

発行責任者 乾 真規

編集責任者 教 宣 部

## 「命を守るルール」の制定について申し入れ

3月23により、大阪修繕車両所において「命を守るルール」制定と題して教育が実施されています。教育の中で、命を守るためにルールを制定し、そのルールを守ることにより、職場から労災を発生させないようにする=「命を守る」となっていますが、内容は「命を守る」という文句とは程遠く、むしろ安全をないがしろにした労務管理を優先させたものとなっています。また、教育で配布した行動目標の用紙にサインをさせ、「ルールに違反した者」「ルール違反の社員に注意をしなかった者」に対して「イエローカード」・「レッドカード」を通告し、「業務を外して再指導を行う」としています。今後、運用が開始されれば、社員同士がぎすぎすし、安心した日常業務を遂行できなくなると考え、私たち大阪修繕車両所分会は以下の新幹線関西地本に申し入れを行いました。

1. 教育において、社員から様々な質問が出ていると思うが、その質問内容とその質問に対する会社の回答をすべて明らかにされたい。
2. 着発線の西方で、線路を横断する際、地上信号機がないため安全確認ができない。どのように安全確認を行うのか明らかにされたい。
3. 階段の手すりに手すりを持つようにステッカーを貼り、階段昇降時は、手すりを持つことをルール化しようとしているが、実際の作業においては、両手がふさがる車両部品を運ぶことがあり、特に臨修庫では、階段しか使用できない場合、どのように作業を行うのか明らかにされたい。
4. 仕業庫の班長室前の通路を横断する際、庫に入線してくる車両が洗浄機にかかっている場合は横断禁止となっている、これまで以上に線路横断に時間を要するようになる、特に入換作業において作業と作業の間隔が狭く時間的に余裕がない場合は、作業が遅れることが考えられる。また、その遅れを取り戻すため、手歯止めの撤去のため1号車から16号車への自転車走行を急ぐあまり、他の労災が発生させる恐れがあり、労災発生の引き金となる。見解を明らかにされたい。
5. 「イエローカード」にあたる事象について、当事者とそれを見ていた管理者の見方や見る位置によっては異なる判断が大々にして発生してくることが考えられるが、その場合、どのような判断になるのか明らかにされたい。
6. 「イエローカード」・「レッドカード」を受けた社員に対して、業務を外して再教育を行うとしているが、このことにより、罰則として運用していくことは明らかであり、「イエローカード」・「レッドカード」はやめられたい。
7. 「イエローカード」の対象者において、見ていて注意をしなったものもその対象であるとしているが、例えば、「後輩が先輩に注意する」「知らない社員や協力会社社員、工事関係者等に注意する」など社員の中には苦手とする場合が考えられる。よって注意しなかったものまで「イエローカード」の対象者とするのは、職場の中や社員間に軋轢を持ち込むものでありやめられたい。